

令和元年台風第15号による災害に伴う 被災中小企業・小規模事業者対策について

令和元年台風第15号による災害により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構 所在地：東京都港区 理事長：豊永 厚志）では、千葉県内の25市15町1村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付を適用いたします。

■ 9月12日付けで特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口>

【関東本部】

- ・特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：03-5470-1620
- ・住所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

■ 被災小規模企業共済契約者に対する対策について

【共済事業グループ 小規模共済融資課】

- ・電話：03-3433-8811
- ・小規模企業共済HP
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/customer/index.html>
- ・災害時貸付適用地域（令和元年9月12日時点）は別紙のとおり。

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、日本の中小企業政策の総合的かつ中核的な実施機関として、全国の中小企業への支援をトータルで行う経済産業省所管の独立行政法人です。生産性向上や事業承継など様々な課題を抱える中小企業に対して、創業、販路開拓、海外展開、人材育成、事業引継ぎ、その他経営面での助言、情報提供、並びに共済制度、ファンドを通じた資金提供など多様な支援を実施しています。

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 総務部総務課 佐々木
住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
電話：03-5470-1500（ダイヤルイン）
ホームページ：<https://www.smrj.go.jp>

千葉県

千葉市中央区（ちばしちゅうおうく）
千葉市花見川区（ちばしはなみがわく）
千葉市稲毛区（ちばしいなげく）
千葉市若葉区（ちばしわかばく）
千葉市緑区（ちばしみどりく）
銚子市（ちょうしし）
館山市（たてやまし）
木更津市（きさらづし）
茂原市（もばらし）
成田市（なりたし）
佐倉市（さくらし）
東金市（とうがねし）
旭市（あさひし）
勝浦市（かつうらし）
市原市（いちはらし）
鴨川市（かもがわし）
君津市（きみつし）
富津市（ふつつし）
四街道市（よつかいどうし）
袖ヶ浦市（そでがうらし）
八街市（やちまたし）
印西市（いんざいし）
富里市（とみさとし）
南房総市（みなみぼうそうし）
匝瑳市（そうさし）
香取市（かとりし）
山武市（さんむし）
いすみ市（いすみし）
大網白里市（おおあみしらさとし）
印旛郡酒々井町（いんぱぐんしすいまち）
印旛郡栄町（いんぱぐんさかえまち）
香取郡神崎町（かとりぐんこうざきまち）
香取郡多古町（かとりぐんたこまち）
香取郡東庄町（かとりぐんとうのしょうまち）
山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）
山武郡芝山町（さんぶぐんしばやままち）
山武郡横島光町（さんぶぐんよこしばひかりまち）
長生郡一宮町（ちょうせいぐんいちのみやまち）
長生郡睦沢町（ちょうせいぐんむつざわまち）
長生郡長生村（ちょうせいぐんちょうせいむら）
長生郡白子町（ちょうせいぐんしらこまち）
長生郡長柄町（ちょうせいぐんながらまち）
長生郡長南町（ちょうせいぐんちょうなんまち）
夷隅郡大多喜町（いすみぐんおおたきまち）
安房郡鋸南町（あわぐんきよなんまち）